

令和7年6月9日
茨城県保健医療部保健政策課
課長 中村 珠美
(担当：庄司 内線 3112)
直通：029-301-3117
茨城県筑西保健所
所長 服部 早苗
(担当：渡辺)
直通：0296-24-3912

筑西保健所における書類の誤送付について

筑西保健所において、医療機関から、過去に提出した自院の麻薬年間届の送付を依頼された際に、誤って他医療機関の届を送付する事案が発生しました。

情報漏えいの対象の医療機関に対して、また、県民の皆様の信頼を損ねる事案を起こしてしまったことについて深くお詫び申し上げますとともに、同様の事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

(1) 経緯

6月4日 16時30分	A医療機関から、筑西保健所に対し、過去に提出した麻薬年間届が見つからないため写しを提供してほしいと依頼があり、ファックスにて送信した際、誤ってB医療機関の届の写しを送信
同日 17時10分	ファックス内容を確認したA医療機関から筑西保健所に連絡があり、事案が発覚

(2) 誤送付した書類及び漏えいした情報

○麻薬年間届 1件

医療機関名称、所在地、管理者氏名、麻薬免許証番号、管理する麻薬に係る受入払出数量及び在庫数量

※麻薬年間届とは

医療用麻薬を取り扱う医療機関等は、毎年、麻薬の購入・患者への施用等の状況を、管轄保健所に届け出なければならない。(麻薬及び向精神薬取締法 第48条)

2 原因

A医療機関から電話で送付依頼を受けた際に、誤ってB医療機関からの依頼と認識したため。

3 発覚後の対応

- ・ A医療機関を訪問し、謝罪の上、B医療機関の届の写しを回収（6月4日）
- ・ B医療機関に対し、当該事案の状況を説明し謝罪（6月5日）

4 再発防止策

- ・ 書類の送付依頼については、メール等で依頼文の提出を求め、依頼内容を複数名でチェックした上で、相手先に回答する。
- ・ 届出者が控えを保管できるよう電子申請の利用を呼び掛ける。